別表独立行政法人国立環境研究所の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）

別表独立行政法人国立公文書館の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立国際医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

別表独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立循環器病研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

別表独立行政法人国立女性教育会館の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立成育医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

別表独立行政法人国立青少年教育振興機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

別表独立行政法人国立大学財務・経営センターの項の次に次のように加える。

独立行政法人国立長寿医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

○財務省告示第百十一号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直**人

別表独立行政法人国立環境研究所の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）

別表独立行政法人国立公文書館の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立国際医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

別表独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立循環器病研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

別表独立行政法人国立女性教育会館の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立成育医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

別表独立行政法人国立女性教育会館の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立成育医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

別表独立行政法人国立青少年教育振興機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

別表独立行政法人国立大学財務・経営センターの項の次に次のように加える。

独立行政法人国立長寿医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

○財務省告示第百十二号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直**人

別表独立行政法人国立環境研究所の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）

別表独立行政法人国立公文書館の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立国際医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

別表独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立循環器病研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

別表独立行政法人国立女性教育会館の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立成育医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

別表独立行政法人国立青少年教育振興機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

別表独立行政法人国立大学財務・経営センターの項の次に次のように加える。

独立行政法人国立長寿医療研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律

○財務省告示第百十三号

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

財務大臣　菅　**直**人

別表独立行政法人国立環境研究所の項の次に次のように加える。

独立行政法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）